

「多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】」
について関係都県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局



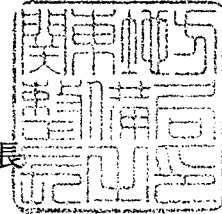
(写)

国関整河計第76号

平成29年 2月 6日

東京都知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】



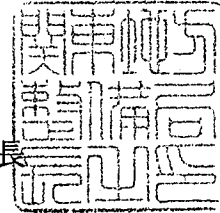
(写)

国関整河計第76号

平成29年 2月 6日

神奈川県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】



28建河計第279号

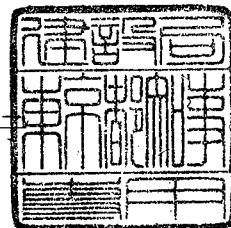
平成29年3月 9日

国土交通省関東地方整備局長

大西 亘 殿

東京都知事

小池 百合子



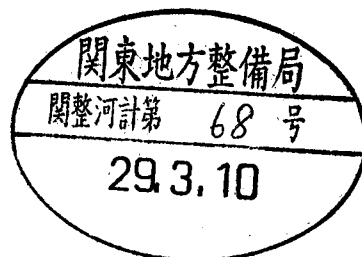
多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】について（回答）

平成29年2月6日付国関整河計第76号で照会があった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

多摩川の整備にあたっては、本計画に基づき、周辺の事業と連携しながら、治水安全度や河川環境の向上を図ること。

なお、東京都関係局及び関係区市町村から意見等は別紙のとおりであるので、これらの事項についても配慮されたい。



東京都関係局及び関係区市町村の意見等

1 東京都関係局

(都市整備局)

- ・本変更で追加となる堤防整備にあたっては、2020年のまちづくり概成を予定している、背後地の羽田空港跡地第1ゾーンのまちづくりと連携するとともに、景観や親水性への配慮をお願いしたい。

(産業労働局)

- ・多摩川については、漁業権が設定されている区間であり、工事に当たっては、漁業者及び遊漁者に十分配慮するとともに、関係漁協（大田漁協、中央隅田漁協、芝漁協、港漁協、佃島漁協、東京東部漁協、川崎河川漁協）への事前説明等を行うこと。
また、汽水域に生息するしじみ等への影響が最小限となるよう配慮をお願いしたい。

(建設局)

- ・本変更で追加となる堤防整備にあたっては、海老取川の整備と事業調整等の協力をお願いしたい。

(水道局)

- ・変更箇所に対する意見なし
なお、河川整備に当たっては、当局の水道施設に影響がないよう、事前に協議願います。

2 関係区市町村

(大田区)

- ・意見なし

なお、大田区羽田空港一丁目から羽田空港二丁目の高潮対策実施時には、多摩川河川環境管理計画における3つの基本方針に沿い実施してください。また、高潮護岸整備の際には、特に自然環境の保全、親水性の確保、利用者安全に配慮してください。

(狛江市)

- ・趣旨に同意

今回の計画変更に伴い、対象区域上流部の治水及び環境に影響がないように配慮をお願いします。

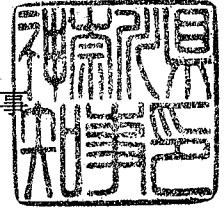
河 第 205 号

平成 29 年 3 月 13 日

国土交通省

関東地方整備局長 様

神奈川県知事



多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】について（回答）

平成 29 年 2 月 6 日付け国関整河計第 76 号で照会のありました標記については、
下記のとおり回答いたします。

記

多摩川水系河川整備計画（変更案）【直轄管理区間編】については、異存ありません。

なお、当該区域は、餌虫（えむし）漁業及びしじみ漁業の漁場となっておりますので、
工事について漁業関係者に説明していただくとともに、工事に伴う濁りなど漁場への悪
影響が生じないようにすることなどの配慮をお願いいたします。

問合せ先

県土整備局河川下水道部

河川課 調査グループ 伊藤、永倉

TEL 045-210-6479（内線 6483）

FAX 045-210-8897

